

令和7年第4回市議会定例会議案説明資料

1 招集日

令和7年12月3日(水)

2 令和7年第4回市議会定例会に付議する案件

承認案件 1件

条例制定案件 1件

条例改正案件 20件

単行案件 18件

補正予算案件 2件

人事案件 6件

計 48件

《承認案件》

1 専決処分の承認を求める件(令和7年度美唄市一般会計補正予算(第4号))
(総務部)

専決第6号 令和7年11月12日専決 経営会議資料

《条例制定案件》

2 美唄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件(保健福祉部)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部が改正され、乳児等通園支援事業に関する規定が新設されたことから、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を定めるため、条例を制定するもの。

〈条例の構成〉

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則(第5条—第19条)

第2節 乳児等通園支援事業の区分(第20条)

第3節 一般型乳児等通園支援事業(第21条—第24条)

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雜則(第27条)

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

《条例改正案件》

3 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件(総務部)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針による、令和7年度末までの標準化基準に適合したシステムへの移行に向けて必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・住登外者宛名番号管理機能の利用に伴う用語を整理する(第2条関係)。
- ・独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する(別表関係)。
- ・特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する(別表関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

4 美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件(選挙管理委員会)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第200号)が令和7年6月4日に公布され、最近における物価の変動等に鑑み、国政選挙の選挙運動に関する公費負担限度額の引上げが行われたことから、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスター及びビラの公費負担に係る限度額について必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額を改める(第8条関係)。
- ・選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額を改める(第11条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

5 美唄市民会館管理条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた美唄市民会館の使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

減免対象を使用料として規定する(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

6 美唄市立公民館条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた美唄市立公民館の使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

減免対象を使用料として規定する(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

7 美唄市営温水プール条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた美唄市営温水プールの使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。また、その他規定の整備に関し、必要な改正を行う。

〈改正内容〉

- ・規定の必要な整備を行う(第7条関係)。
- ・減免対象を使用料として規定する(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

8 美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた美唄市郷土史料館の入館料等の減免手続について、条例において別表に定める減免後の入館料等として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・減免対象を入館料として規定する(別表第1関係)。
- ・減免対象を使用料として規定する(別表第2関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

9 サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていたサン・スポーツランド美唄の使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

減免対象を使用料として規定する(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

10 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

減免対象を使用料として規定する(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

11 美唄市営野球場条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた美唄市営野球場の使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

減免対象を使用料として規定する(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

12 美唄市営陸上競技場条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた美唄市営陸上競技場の使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

減免対象を使用料として規定する(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

13 美唄市営弓道場条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた美唄市営弓道場の使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

減免対象を使用料として規定する(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

14 美唄市体育センター条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた美唄市体育センターの使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うもの。また、美唄市体育センター弓道場の用途廃止に伴い必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・弓道場に関する規定を削る(第2条の2及び別表関係)。
- ・減免対象を使用料として規定する(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

15 美唄市総合体育館条例の一部改正の件(教育委員会)

条例の委任により規則で定めていた美唄市総合体育館の使用料の減免手続について、条例において別表に定める減免後の使用料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行

うもの。また、その他規定の整備について必要な改正を行う。

〈改正内容〉

減免対象を使用料として規定し、備考について必要な整備を行う(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

16 美唄市火災予防条例の一部改正の件(消防本部)

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災により、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部が改正されたことから必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・火災に関する警報について、消防法に規定するものであることを明確にする(第29条関係)。
- ・林野火災に関する注意報について規定する(第29条の8関係)。
- ・市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるよう規定する(第29条の9関係)。
- ・火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にし、また消防長は、第52条第1項各号に掲げる行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定できるよう規定する(第52条関係)。

〈施行期日〉

令和8年1月1日から施行する。

17 美唄市印鑑条例の一部改正の件(市民部)

窓口改革(書かないワンストップ窓口)に伴い、印鑑登録者及び代理人の印鑑登録証明書等の申請時における本人確認を厳格化し、なりすまし、虚偽又は不正な届出等を防止するため必要な改正を行うもの。また、その他規定の整備について必要な改正を行う。

〈改正内容〉

- ・印鑑の登録及び証明について、本人又は代理人が申請をする場合の本人確認に関する規定を加える(第3条、第4条、第7条、第9条、第12条関係)。
- ・印鑑登録原票の登録事項に修正があったときの取扱いについて改める(第8条関係)。

- ・印鑑登録を抹消した場合の通知について引用条項を加える(第10条第2項関係)。
- ・多機能端末による印鑑登録証明書の交付について規定を改める(第13条第2項関係)。
- ・印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類の閲覧の禁止について規定を加える(第16条関係)。
- ・その他必要な文言整備を行う(第2条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条の2関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

18 美唄市総合福祉センター条例の一部改正の件(保健福祉部)

美唄市総合福祉センターの電気設備及び機械設備の改修に伴い、全室に冷暖房用の空調設備が整備され通年での利用が可能となったことから、使用料について、これまで時期に応じて加算していた冷暖房費を含めた額となるよう改正を行うもの。

〈改正内容〉

使用料を改める(別表関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

19 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)が令和7年4月25日に公布され、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10に2項が新設されたことから、条文中で引用する条項を改めるもの。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第82号)が令和7年9月16日に公布され、家庭的保育事業者に対する利用前乳幼児への定期健康診断の免除項目に、新たに母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に基づく乳幼児健診が追加されたことから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・引用条項を改める(第13条関係)。
- ・母子保健法第12条又は第13条に規定する健康診査を免除項目に追加したことによる規定の整理(第18条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

20 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)が令和7年4月25日に公布され、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10に2項が新設されたことから、条文中で引用する条項を改め、入園児虐待等の禁止行為について、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員による行為について必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

引用条項等を改める(第25条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

21 美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例の一部改正の件(経済部)

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)の改正により、国営土地改良事業負担金の元利均等年賦支払い方法に係る利率等が変更されたことに伴い必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

元利均等年賦支払いの方法等を改める(第5条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

22 美唄市都市公園条例の一部改正の件(都市整備部)

近年の物価上昇によるコスト増加等を踏まえ、公共サービスにおける使用料・手数料等の設定に関する基本方針(令和7年7月16日企画財政課長通知)に基づき、負担の公平性や近隣市町との料金水準の整合性を考慮しつつ、料金の適正化を図るため各種使用料の見直しを行うほか必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・公園での禁止行為について、文言の整理を行う(第4条関係)。
- ・公園を占用する場合の区分を明確にし、使用料を改める(別表第3関係)。
- ・有料公園施設使用料を改める(別表第6関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

《単行案件》

23 指定管理者の指定の件(教育委員会)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市体育センター
美唄市営弓道場
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄どんまいスポーツクラブ
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

24 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市峰延福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市峰延福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

25 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市茶志内福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
茶志内3区連合会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

26 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市光珠内福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市光珠内福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

27 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市東福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市東福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

28 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市南福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市南福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

29 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市日東福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市日東福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

30 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市西美唄福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市西美唄福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

31 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市中村福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市中村福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

32 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市茶志内中央福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市茶志内中央福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

33 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市東明西福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市東明西福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

34 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市東4条福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市東4条福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

35 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市開発福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
開発連合会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

36 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市癸巳福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市癸巳福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

37 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市南美唄福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄市南美唄福祉会館運営委員会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

38 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 美唄市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

39 指定管理者の指定の件(経済部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
ピパオイの里プラザ
- 2 指定管理者となる団体の名称
美唄商工会議所
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

40 指定管理者の指定の件(経済部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄国設スキー場
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社アンビックス
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

《補正予算案件》

41 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第5号)(総務部)

補正内容 経営会議資料

42 令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)(都市整備部)

補正内容 経営会議資料

《人事案件》

43 美唄市教育委員会教育長任命の件(教育委員会)

(石塚 信彦 教育長 任期限 令和7年12月31日)

44 美唄市教育委員会委員任命の件(教育委員会)

(梅田 志織 委員 任期限 令和7年12月26日)

45 人権擁護委員候補者推薦の件(総務部)

(福地 稔 委員 任期限 令和8年3月31日)

46 人権擁護委員候補者推薦の件(総務部)

(間島 啓子 委員 任期限 令和8年3月31日)

47 人権擁護委員候補者推薦の件(総務部)

(白井 啓裕 委員 任期限 令和8年3月31日)

48 人権擁護委員候補者推薦の件(総務部)

(谷津 良一 委員 任期限 令和8年3月31日)

◎議員協議会

- ・第7期美唄市総合計画後期基本計画策定に係る中間報告について
- ・南空知管内5消防本部の連携・協力について

日程(予定)

11月19日(水) 経営会議	12月1日(月)
20日(木)	2日(火)
21日(金)	3日(水)
22日(土)	4日(木)
23日(日)	5日(金)
24日(月)	6日(土)
25日(火)	7日(日)
26日(水)	8日(月)
27日(木)	9日(火)
28日(金)	10日(水)
29日(土)	11日(木)
30日(日)	12日(金)

令和7年度 一般会計補正予算案（第4号）

【繰越明許費補正】

事業名	金額(千円)
総合体育館整備事業	218,789

<設定理由>

補正予算(第2号)の歳入歳出予算に計上している上記事業について、令和7年度中に完了できないため、繰越明許費を設定するもの。

令和7年度 一般会計補正予算案（第5号）

補 正 前 の 額	20,096,158
-----------	------------

(千円)

歳 出 補 正			歳 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目 (節)
2 総務費	行政DX推進事業	5,505	△ 713	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 1 総務費国庫補助金 (新しい地方経済・生活環境創生交付金)
1 総務管理費	補正内容 増額 書かないワンストップ窓口の実装にあたり、窓口レイアウト改修の詳細プランを策定する中で、窓口利用者の利便性向上のため、追加の備品や番号発券機の増設が必要となることから、費用を追加するもの。 ※ 財源について、番号発券機を国庫補助対象経費から除き、市債にて措置する。	備品購入費 5,505	6,200	市 債	23 市債 1 市債 1 総務債 (情報化推進整備債)
13 情報化推進費				18 一 般 財 源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
3 民生費	生活保護扶助事業	41,817	41,817	一 般 財 源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
3 生活保護費	補正内容 増額 令和6年度の生活保護扶助費国庫負担金の精算に伴う超過交付分を返還するもの。	償還金、利子及び割引料 41,817			
2 扶助費					
6 農林費	経営所得安定対策等推進事業	2,057	2,057	道 支 出 金	17 道支出金 2 道補助金 4 農林費道補助金 (畠地化促進事業補助金)
1 農業費	補正内容 増額 土地改良区決済金を支払う地域農業再生協議会に対し、地区除外決済金及び畠地化協力金を支援するもの。	負担金補助及び交付金 2,057			
4 農業振興費					
6 農林費	美唄スマート農業推進事業	4,000	4,000	繰 入 金	20 繰入金 1 基金繰入金 4 農業振興基金繰入金 (農業振興基金繰入金)
1 農業費	補正内容 増額 当初予算に計上している農業者向けのスマート農業機械の導入補助金について、予算を上回る申請があり、機械導入による省力化・労働力不足の解消を図るために予算を増額するもの。	負担金補助及び交付金 4,000			
4 農業振興費					
7 商工費	中心市街地元気創出事業	7,000	7,000	一 般 財 源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
1 商工費	補正内容 増額 コアびばい内の主軸となってきた店舗の閉店に伴いできた空きスペースの利活用を図るため、市が様々なイベント誘致を後押しし、中心市街地の賑わいを図るとともに、コアびばいの新たな利活用を検討するまでの一定期間、協同組合コアびばいの支援を行うもの。	使用料及び賃借料 7,000			
1 商工費					

歳出補正				歳入補正		
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目(節)	
8 土木費	公営住宅建替事業	23,300	8,505	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 5 土木費国庫補助金 (社会資本整備総合交付金)	
5 住宅費	補正内容 増額 美唄市公営住宅建替基本計画に基づき、いなほ団地・進徳東団地・南美唄団地の建替えを進めるため基本設計に着手するもの。	委託料 23,300	14,795	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)	
2 住宅建設費						
10 教育費	びばい・おいしい給食事業	4,461	4,461	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 7 教育費国庫補助金 (物価高騰対応地方創生臨時交付金)	
5 保健体育費	補正内容 増額 今般の食材料費が高騰する中で、児童生徒に提供する学校給食の質を維持するため、不足する賄材料費を増額するもの。	需用費 4,461				
2 学校給食費						
12 公債費	市債利子	21,974	21,974	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)	
1 公債費	補正内容 増額 利率変動で借入している市債について、利率が当初見込みよりも上昇したことから増額するもの。	償還金、利子及び割引料 21,974				
2 利子						
補正額		110,114	110,114			
					<ul style="list-style-type: none"> 12,253 国庫支出金 • 新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型) △713千円 8,505千円 • 社会資本整備総合交付金 4,461千円 • 物価高騰対応地方創生臨時交付金 	
					<ul style="list-style-type: none"> 2,057 道支 出 金 • 畑地化促進事業補助金 2,057千円 	
					<ul style="list-style-type: none"> 4,000 繰 入 金 • 農業振興基金繰入金 4,000千円 	
					<ul style="list-style-type: none"> 6,200 市 債 • 情報化推進整備債 6,200千円 	
					<ul style="list-style-type: none"> 85,604 一般財源 【一般財源の内訳】 • 繰 越 金 85,604千円 	

補正後の額	20,206,272
-------	------------

令和7年度 一般会計補正予算案（第5号）

【繰越明許費補正】

追 加

事業名	金額(千円)
公営住宅建替事業	23,300

<追加理由>

本補正予算の歳入歳出予算に計上してある上記の事業について、令和7年度中に事業が完了できないため繰越明許費を追加するもの。

【債務負担行為補正】

追 加

事項	期間	限度額
峰延福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
茶志内福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
光珠内福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
東福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
南福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
日東福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
西美唄福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
中村福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
茶志内中央福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
東明西福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
東4条福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
開発福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
癸巳福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
南美唄福祉会館指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
総合福祉センター指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
ピパオイの里プラザ指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額
美唄国設スキー場指定管理業務	令和8年度	年度協定で定める額
体育センター・弓道場指定管理業務	令和8年度から令和12年度まで	年度ごとの協定で定める額

<追加理由>

施設指定管理者の指定に伴い、新たに債務負担行為を追加するもの。

【地方債補正】

追加

起債の目的	限度額(千円)
情報化推進整備債	6,200

<追加理由>

本補正予算に計上している「行政DX推進事業」の実施に伴う財源として「情報化推進整備債」6,200千円を発行するため、地方債の限度額を追加するもの。

令和7年度 下水道事業会計補正予算案（第2号）

(単位：千円)